

香川県庁		
第15366号		
処理期間	24.6.-4	閲覧
月日	分類記号	

事務連絡

平成24年5月31日

各都道府県医療主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

厚生労働省医政局指導課

医療施設における夏期の節電の取組の進め方について

東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

電力需給対策につきましては、昨夏は東北電力、東京電力及び関西電力管内、昨冬は関西電力及び九州電力管内において、節電目標を示して節電を要請し、事業者や家庭において節電に取り組んでいただいたところです。

今夏についても、関西電力、九州電力、北海道電力及び四国電力管内で電力需給の逼迫が見込まれており、本年5月18日には、電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議の合同会合において、次の内容を含む「今夏の電力需給対策について」が取りまとめられたところであり、医療施設においても、可能な限り節電に取り組んでいただくことが必要です。

- ① 病院等のライフライン機能等の維持に支障がでる場合には、機能維持への支障が生じない範囲で、自主的に目標を設定することを要請（節電の目安は一昨年の使用最大電力の値を上限とする（削減率0%）。別添1の別紙2参照）。
- ② 業務部門（オフィス部門・間接部門）については、それぞれの電力会社管内における共通目標の節電を要請（別添1の2-2参照）。
- ③ 電気事業法第27条に基づく電力使用制限命令は回避。
- ④ 計画停電は実施しないことが原則（万が一に備え、関西電力、九州電力、北海道電力及び四国電力管内においては、計画停電の準備を進めておく）。

皆様におかれましては、これらの内容につき御了知いただきますとともに、貴管内の医療施設に対し周知徹底を図り、貴管内の医療施設で最大限の節電の取組を行っていただくよう、御協力をお願いいたします。

また、関西電力、九州電力、北海道電力及び四国電力管内の医療施設に対しては、万が一の計画停電が実施された場合においても、医療施設の診療機能や患者の生命・健康に支障が生じないように、必要に応じて、自家発電装置の点検や燃料の確保、人工呼吸器、酸素濃縮器、吸引器、在宅透析器等の在宅医療機器を使用している患者の対応等の準備（別添3参照）を進めるよう御指導いただきますようお願いいたします。

なお、今年の計画停電時の医療機関等の対応につきましては、おって事務連絡を发出する予定ですので、御了知ください。

【問い合わせ先】

厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム） 木本、藤本
（電話）03-5253-1111（内線）2518、2519

【参考資料】

- ・別添1 今夏の電力需給対策について
- ・別添2 夏季の節電メニュー（概要版）
- ・別添3 計画停電が実施された場合の医療機関等の対応について（参考）
（平成23年7月15日付け事務連絡より抜粋）

【参考となるウェブサイト等】

経済産業省ホームページ

- ・「電力需給に関する検討会合」
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/electricity_supply/index.html
- ・「夏季の省エネルギー対策を決定しました
～6月から9月は夏季の省エネキャンペーン～」
<http://www.meti.go.jp/press/2012/05/20120518001/20120518001.html>

国家戦略室ホームページ

- ・「エネルギー・環境会議」
<http://www.npu.go.jp/policy/policy09/archive01.html>

政府の節電ポータルサイト「節電.go.jp」

<http://setsuden.go.jp/>

計画停電が実施された場合の医療機関等の対応について（参考）

（平成23年7月15日付け事務連絡より抜粋）

2. 計画停電等に備えた事前の対応について

万が一の計画停電が実施された場合等に備え、医療機関、訪問看護ステーション及び医療機器メーカーにおいては、あらためて下記の実施の徹底をお願いいたします。

- (1) 自家発電装置を有する医療機関においては、装置の点検や燃料の確保を行うこと。
- (2) 在宅医療機器を使用している患者を担当する医療機関及び訪問看護ステーションにおいては、医療機器メーカーと十分に連携しつつ、適宜以下に例示する取組を行い、患者の生命に危険が及ばぬよう万全を期すこと。
 - ① 担当する在宅療養患者について、以下の点に係る注意喚起や確認を行うこと。
 - ・人工呼吸器を使用する患者に対する人工呼吸器の内蔵バッテリーの有無と持続時間・作動の再確認、外部バッテリーの準備及び事前の充電
 - ・酸素濃縮装置を在宅で使用している患者に対する必要な酸素ポンペが配布されているかの再確認、酸素ポンペの使用法の再確認
 - ・停電等電源異常時のアラームが正しく作動するかの再確認
 - ② ①の確認を実施した上で、必要な場合には、患者の状態を踏まえた適切な在宅医療機器への切替え等の対応を行うこと。
 - ③ 担当する在宅療養患者と緊急時連絡体制を再確認するとともに、停電の際の対応について、事前に相談しておくこと。
- (3) 医療機器メーカーにおいては、医療機関等と十分に連携しつつ、適宜以下に例示する取組を行い、患者の生命に危険が及ばぬよう万全を期すこと。
 - ① 各メーカーの顧客である在宅療養患者について、以下の点に係る確認や注意喚起を行うこと。
 - ・人工呼吸器を使用する患者に対する人工呼吸器の内蔵バッテリーの有無と持続時間・作動の再確認、外部バッテリーの準備及び事前の充電
 - ・酸素濃縮装置を在宅で使用している患者に対する必要な酸素ポンペが配布されているかの再確認、酸素ポンペの使用法の再確認
 - ・停電等電源異常時のアラームが正しく作動するかの再確認
 - ② ①の確認を実施した上で、必要な場合には、医師と相談の上、患者の状態を踏まえた適切な在宅医療機器への切替え等の対応を速やかに行うこと。
 - ③ 各メーカーの顧客である在宅療養患者に対し、停電の際の対応について、担当の医療機関等と事前に相談しておくよう注意喚起すること。
 - ⑤ 各メーカーにおいて、外部バッテリーの在庫を十分確保すること。